

引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成２７年４月１日から消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化（社会保障施策に要する経費への充当）することとされています。

下記のとおり、地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、令和７年度太良町一般会計予算において社会保障施策に充当しています。

（歳入） 地方消費税交付金 217,491 千円
 うち社会保障財源分 127,119 千円

（歳出） 234,712 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	子どもの医療費助成	24,391	3,540		28	20,823	16,000
社会保険	杵藤広域圏組合負担金 (介護保険費)	188,700			29	188,671	102,119
保健衛生	定期予防接種委託料	21,621			12,400	9,221	9,000
合 計		234,712	3,540		12,457	218,715	127,119